

報道関係者 各位

担当	平成23年11月25日
	職業安定部職業対策課
	課長 新 林 裕
	課長補佐 岩 見 竹 志
	地方障害者雇用担当官 真 島 敬 士
	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
	TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

## 平成23年 障害者雇用状況の集計結果

(平成23年6月1日現在)

今回とりまとめた福島県における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、県内に本社機能を有する企業のうち常用労働者56人以上規模の障害者を雇用する義務のある事業主などから、平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況の報告を求め、これを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 〈民間企業〉

- ・雇用障害者数は3,301.5人と過去最高を更新
- ・実雇用率は1.59%
- ・法定雇用率達成企業の割合は46.8%

#### 〈公的機関〉

- |            |        |        |      |       |
|------------|--------|--------|------|-------|
| ・福島県知事部局等： | 雇用障害者数 | 136人   | 実雇用率 | 2.24% |
| ・市町村等：     | 雇用障害者数 | 350.5人 | 実雇用率 | 2.10% |
| ・福島県教育委員会： | 雇用障害者数 | 186.5人 | 実雇用率 | 1.49% |

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた雇用率(以下「法定雇用率」という。)以上の割合をもって身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなっている。

なお、平成22年7月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、今回の障害者雇用状況報告から短時間労働者(週の所定労働時間20～30時間未満)も雇用率の算定対象となっている。

#### ※ 法定雇用率

##### ○ 民間企業

- 一般の民間企業……………1.8%(常用労働者56人以上規模)
- 特殊法人……………2.1%(常用労働者48人以上規模)
- (独立行政法人も含む)

##### ○ 国、地方公共団体……………2.1%(職員数48人以上)

- ※ 都道府県等の教育委員会2.0%(職員数50人以上)

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（P14～16参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは 相当ではない状況。

### 1 民間企業における雇用状況

#### (1) 一般の民間企業

**実雇用率は1.59%**

実雇用率は、1.59であった（仮に、本年度について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.68%程度となるものと推計される）。

雇用されている障害者の数は、3,301.5人で、過去最高となった（仮に、本年度について改正前の制度に基づき重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、3,203.0人となり、前年より0.17%（5.5人）減少となる）。

法定雇用率達成企業の割合は、46.8%（1,040企業中487企業）で、平成22年（45.9%）より0.9ポイント上昇した。【第1表（P4）】

また、東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染事故の影響により、生産活動の縮小に伴う従業員の削減等から、1.8%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数56人以上規模企業）は、1,040社と、平成22年（1,054社）より14社減少した。

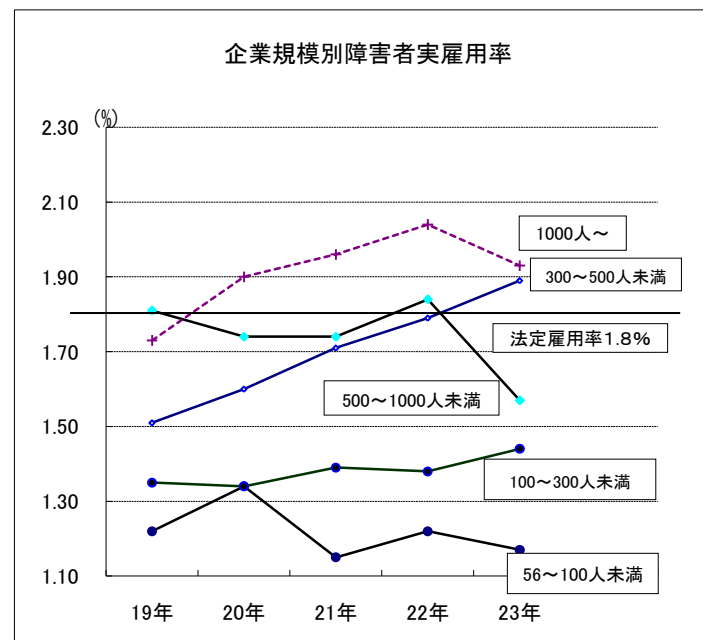
なお、福島県における実雇用率上位10社については、資料1（P6）のとおりである。

#### 500人以上1,000人未満規模企業で雇用率が大幅に低下

企業規模別にみると、実雇用率は、100～300人未満規模企業（1.38%→1.44%）と300人～500人未満規模企業（1.79%→1.89%）で前年より上昇し、100人未満規模企業（1.22%→1.17%）、500～1000人未満規模企業（1.84%→1.57%）、1000人以上規模企業（2.04%→1.93%）でそれぞれ低下した。

※法定雇用率達成企業割合についても、100人～300人未満企業規模及び300～500人未満規模企業で上昇したが、それ以外の規模では低下した。

【第2表（P4）、参考1（P11）】



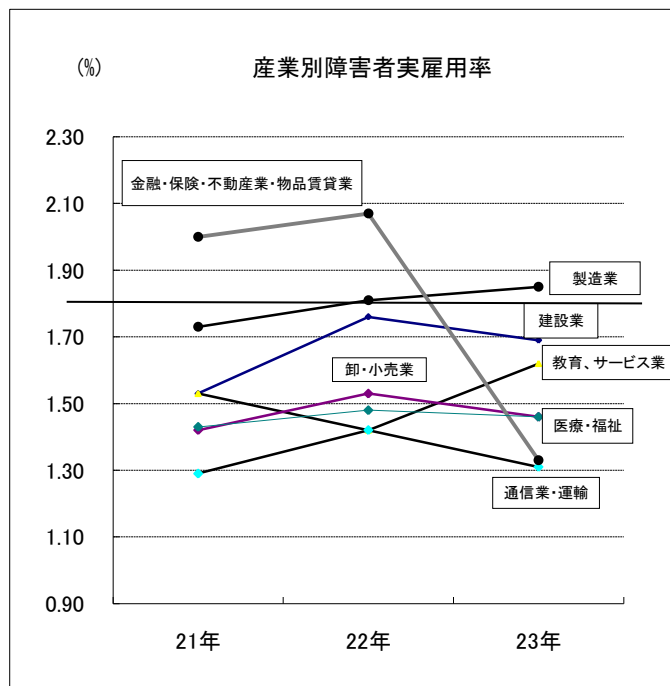
### 製造業、教育・サービス業で雇用率が上昇

産業別にみると、実雇用率は、教育・サービス業（1.42%→1.62%）、製造業（1.81%→1.85%）で前年より上昇したが、建設業（1.76%→1.69%）卸売業・小売業（1.56%→1.47%）、医療・福祉（1.48%→1.46%）で前年の実雇用率より低下した。

また、金融・保険・不動産業・物品賃貸業（2.07%→1.33）で急激に実雇用率が低下したが、原因は障害者を多数雇用している企業の産業分類の変更により、教育・サービス業へ雇用障害者数の移動があったためである。

法定雇用率達成企業割合は、卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業、金融業・保険業・不動産・物品賃貸業で前年より低下した。

【第3表(P5)、参考2(P12)】



# 障害者の雇用状況の推移(福島県)

## (平成23年6月1日現在)

福島労働局職業安定部職業対策課

\* 平成22年と平成23年の数値については、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### 1 民間企業における雇用状況

#### (1) 一般の民間企業

**第1表** 年度別障害者の雇用状況(各年6月1日現在)

項目 地域	年度	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	雇用率達成企業の割合(%)
全 国	18	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4
	19	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8
	20	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9
	21	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5
	22	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0
	23	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3
福 島 県	18	993	178,549	2,604	1.46	44.3
	19	1048	189,487	2,810	1.48	44.0
	20	1109	199,462	3,063.5	1.54	44.3
	21	1,046	195,300	3,049.5	1.56	45.3
	22	1,054	198,766	3,208.5	1.61	45.9
	23	1,040	207,327.0	3,301.5	1.59	46.8

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象企業は56人以上規模となっている。

3 平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

※重度障害者：1級又は2級の身体障害者及び知的障害者で程度が重いと判定された者。

**第2表** 年度別・規模別障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

年度 規模(人)	福 島 県											
	21				22				23			
	対象常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	雇用率達成企業割合(%)	対象常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	雇用率達成企業割合(%)	対象常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	雇用率達成企業割合(%)
56～ 100人未満	33,669	386.0	1.15	43.6	32,906	400.0	1.22	44.0	33,447.5	392.5	1.17	43.0
100～ 300人未満	67,425	936.5	1.39	46.3	69,546	961.0	1.38	45.2	70,672.0	1021.0	1.44	49.0
300～ 500人未満	25,629	438.5	1.71	40.0	24,679	441.5	1.79	48.6	26,651.0	503.5	1.89	53.9
500～ 1000人未満	25,876	451.5	1.74	60.5	27,058	498.5	1.84	56.5	25,491.5	400.5	1.57	42.5
1000～	42,701	837.0	1.96	47.6	44,577	907.5	2.04	68.2	51,065.0	984.0	1.93	63.6
計	195,300	3,049.5	1.56	45.3	198,766	3,208.5	1.61	45.9	207,327.0	3,301.5	1.59	46.8

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

**第3表** 主な産業の年度別障害者実雇用率の推移（各年6月1日現在）

年度	福 島 県											
	21				22				23			
産業	対象常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	法定雇用率達成機関割合(%)	対象常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	法定雇用率達成機関割合(%)	対象常用労働者数	障害者数	実雇用率(%)	法定雇用率達成機関割合(%)
建設業	2,287	35.0	1.53	51.9	2,496	44.0	1.76	63.3	2,837.0	48.0	1.69	68.8
製造業	66,171	1,144.5	1.73	54.1	65,251	1,178.0	1.81	54.3	63,510.0	1,177.5	1.85	56.9
情報通信業、運輸業・郵便業	9,192	119.0	1.29	42.7	9,711	138.0	1.42	43.6	10,864.5	142.0	1.31	45.3
卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業	50,741	719.5	1.42	33.9	49,284	754.0	1.53	35.3	55,600.5	813.5	1.46	32.4
金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業	7,904	158.0	2.00	25.0	7,939	164.0	2.07	33.3	7,680.5	102.0	1.33	29.2
医療、福祉	28,395	407.0	1.43	42.8	30,520	453.0	1.48	43.7	34,824.5	508.5	1.46	47.9
教育、サービス業	29,208	446.5	1.53	43.6	32,083	456.5	1.42	41.4	30,628.0	496.0	1.62	43.5
その他	1,402	20.0	1.43	54.5	1,482	21.0	1.42	50.0	1,382.0	14.0	1.01	27.3
計	195,300	3,049.5	1.56	45.3	198,766	3,208.5	1.61	45.9	207,327.0	3,301.5	1.59	46.8

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。  
2 平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

(2) 独立行政法人等

**第4表** 県内の独立行政法人等における雇用状況（各年6月1日現在）

年度	機関数	職員数	障害者数	実雇用率(%)
20	4	2,295	27.0	1.18
21	4	2,335	33.0	1.41
22	4	2,373	64.0	2.70
23	4	2,731	59.0	2.16

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。  
2 平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

2 地方公共団体における雇用状況

**第5表** 県内の市町村機関における雇用状況（各年6月1日現在）

年度	機関数	職員数	障害者数	実雇用率(%)	法定雇用率達成機関割合(%)
19	74	16,888	367.5	2.18	86.5
20	73	16,343	353.0	2.16	84.9
21	69	15,835	351.0	2.22	85.5
22	68	15,488	351.0	2.27	85.3
23	72	16,714	350.5	2.10	83.3

\* 実雇用率は、2.10%であった(仮に、本年度について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.21%程度となると推定される)。

(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。  
2 平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

## 障害者雇用状況報告（23. 6. 1現在）に基づく福島県内実雇用率上位10社

企 業 名	業 種 名	所在地	実雇用率
株式会社クラロン	衣服製造業	福島市	35.34
株式会社サンエイ海苔	食料品製造業	相馬市	22.58
株式会社江戸屋	食料品製造業	会津若松市	15.52
クラブ自動車株式会社	道路旅客運送業	郡山市	14.49
コバテック株式会社	プラスチック製品製造業	本宮市	13.68
日新殖産株式会社	食料品製造業	伊達市	13.50
医療法人三愛会	医療業	須賀川市	13.33
株式会社同仁社	物品賃貸業	福島市	12.94
社会福祉法人いわき福音協会	社会福祉事業	いわき市	11.00
会津天宝醸造株式会社	食料品製造業	会津若松市	10.08

## 独立行政法人等の雇用状況（H23.6.1現在）

## 資料 2

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2731.0	59.0	2.16	2.0	
独立行政法人 家畜改良センター	867.0	22.0	2.54	0.0	
国立大学法人 福島大学	382.5	9.0	2.35	0.0	
公立大学法人 福島県立 医科大学	1359.0	27.0	1.99	1.0	
公立大学法人 会津大学	122.5	1.0	0.82	1.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員である身体障害者、知的障害者、精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	16,714	350.5	2.10	30.0	
飯館村	53.0	4.0	7.55	0.0	
広野町	65.0	4.0	6.15	0.0	
相馬市教育委員会	115.0	6.0	5.22	0.0	
下郷町	80.0	4.0	5.00	0.0	
西会津町	87.0	4.0	4.60	0.0	
双葉町	66.0	3.0	4.55	0.0	
三春町教育委員会	61.0	2.0	4.35	0.0	
浅川町	71.0	3.0	4.23	0.0	
須賀川市教育委員会	103.0	4.0	3.88	0.0	
平田村	52.0	2.0	3.85	0.0	
川俣町	79.0	3.0	3.80	0.0	
田村市教育委員会	85.0	3.0	3.53	0.0	
矢祭町	59.0	2.0	3.51	0.0	
白河市	522.0	17.0	3.26	0.0	注4②
三春町	93.0	3.0	3.23	0.0	
棚倉町	93.0	3.0	3.23	0.0	
柳津町	67.0	2.0	2.99	0.0	
会津若松地方広域市町村圏整備組合	67.0	2.0	2.99	0.0	
公立岩瀬病院組合	201.5	6.0	2.98	0.0	
天栄村	68.0	2.0	2.94	0.0	
国見町	69.5	2.0	2.88	0.0	
郡山市教育委員会	451.0	12.5	2.77	0.0	
喜多方市	444.5	12.0	2.70	0.0	
塙町	76.0	2.0	2.63	0.0	
西郷村	115.0	3.0	2.61	0.0	
桑折町	77.0	2.0	2.60	0.0	
石川町	118.0	3.0	2.54	0.0	
新地町	121.0	3.0	2.48	0.0	
大熊町	128.0	3.0	2.34	0.0	
会津坂下町	131.0	3.0	2.29	0.0	
二本松市	443.0	10.0	2.26	0.0	
田村市	496.0	11.0	2.22	0.0	
会津若松市	989.0	21.0	2.12	0.0	注4①
須賀川市	426.0	9.0	2.11	0.0	
福島市	1,289.0	27.0	2.09	0.0	
いわき市	1,775.0	37.0	2.08	0.0	
喜多方市教育委員会	98.0	2.0	2.04	0.0	
福島市教育委員会	491.5	10.0	2.03	0.0	
相馬方部衛生組合	101.0	2.0	1.98	0.0	
伊達市	507.0	10.0	1.97	0.0	注4③
中島村	51.0	1.0	1.96	0.0	
鏡石町	102.0	2.0	1.96	0.0	
南会津町	209.0	4.0	1.91	0.0	
公立小野町地方総合病院企業団	56.0	1.0	1.79	0.0	
本宮市	169.0	3.0	1.78	0.0	
会津美里町	226.0	4.0	1.77	0.0	注4⑤
玉川村	57.0	1.0	1.75	0.0	
猪苗代町	173.0	3.0	1.73	0.0	
富岡町	116.0	2.0	1.72	0.0	
いわき市水道事業管理者	180.0	3.0	1.67	0.0	
相馬市	245.0	4.0	1.63	1.0	
公立藤田病院組合	248.0	4.0	1.61	1.0	
古殿町	62.0	1.0	1.61	0.0	
郡山市	1,668.5	26.0	1.56	9.0	
浪江町	133.0	2.0	1.50	0.0	
檜枝岐村	67.0	1.0	1.49	0.0	
いわき市教育委員会	275.5	4.0	1.45	1.0	
小野町	69.0	1.0	1.45	0.0	
磐梯町	73.0	1.0	1.37	0.0	
檜葉町	74.0	1.0	1.35	0.0	
只見町	71.0	1.0	1.28	0.0	
泉崎村	81.0	1.0	1.23	0.0	
いわき市病院事業管理者	493.5	6.0	1.22	4.0	
大玉村	83.0	1.0	1.20	0.0	
矢吹町	93.0	1.0	1.08	0.0	
南相馬市	593.0	6.0	1.01	6.0	
郡山市水道事業管理者	118.0	1.0	0.85	1.0	
福島市水道事業管理者	119.0	0.5	0.42	1.5	
南相馬市教育委員会	171.5	0.5	0.29	2.5	
鮫川村	55.0	0.0	0.00	1.0	
二本松市教育委員会	81.0	0.0	0.00	1.0	
川内村	67.0	0.0	0.00	1.0	注4④

\* 実雇用率は、2.10%であった(仮に、本年度について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.21%程度となると推計される)。



- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員である身体障害者、知的障害者、精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、地方特例認定を受けている。  
地方特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、福島労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- ① 会津若松市は、平成18年5月24日付けで会津若松市教育委員会、会津若松市水道部と地方特例認定を受けている。
- ② 白河市は、平成18年10月23日付けで白河市教育委員会、白河市監査委員会と地方特例認定を受けている。
- ③ 伊達市は、平成18年11月8日付けで伊達市教育委員会と地方特例認定を受けている。
- ④ 川内村は、平成21年8月20日付けで川内村教育委員会と地方特例認定を受けている。
- ⑤ 会津美里町は、平成23年5月13日付けで会津美里町教育委員会と地方特例認定を受けている。

福島県知事部局等の雇用状況（H23.6.1現在） ※法定雇用率2.1%

資料4

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	6,066.0	136.0	2.24	3.0	
福島県	5,186.0	120.0	2.31	0.0	
福島県病院局	355.0	8.0	2.25	0.0	
福島県警察本部	525.0	8.0	1.52	3.0	

福島県教育委員会の雇用状況（H23.6.1現在） ※法定雇用率2.0%

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
福島県教育委員会	12,544.0	186.5	1.49	63.5	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

# 規 模 別 障 害 者 の 雇 用 状 況

福島労働局職業安定部

(各年6月1日現在)

事項① 企業規模	② 年度	③ 企業数	③ 対象常用 労働者数	④ 障 害 者 数											⑤ 実雇用率			⑥雇用率 達成企業 の割合(%)
				身体障害者					知的障害者					精神				
				重度	重度以外	重度短時間	重度以外短時間	計	重度	重度以外	重度短時間	重度以外短時間	計					
56人～ 100人 未満	23	451 ( 194 )	33,447.5	68	160	7	11	308.5	14	44	1	6	76.0	6	4	392.5	1.17 ( 0.92 )	43.0
	22	450 ( 198 )	32,906.0	76	163	5	—	320.0	17	42	0	—	76.0	3	2	400.0	1.22 ( 0.96 )	44.0
	増減数	1 ( ▲4 )	541.5	▲8	▲3	2	—	▲11.5	▲3	2	1	—	0.0	3	2	▲7.5	▲0.05 ( ▲0.04 )	▲1.0
	増減率	0.2 ( ▲2.0 )	1.6	▲10.5	▲1.8	40.0	—	▲3.6	▲17.6	4.8	—	—	0.0	100.0	100.0	▲1.9		
100人～ 300人未満	23	451 ( 221 )	70,672.0	219	332	9	13	785.5	43	107	4	24	209.0	19	15	1021.0	1.44 ( 1.11 )	49.0
	22	462 ( 209 )	69,546.0	192	345	7	—	736.0	43	120	4	—	210.0	11	8	961.0	1.38 ( 1.05 )	45.2
	増減数	▲11 ( 12 )	1,126.0	27	▲13	2	—	49.5	0	▲13	0	—	▲1.0	8	7	60.0	0.06 ( 0.06 )	3.8
	増減率	▲2.4 ( 5.7 )	1.6	14.1	▲3.8	28.6	—	6.7	0.0	▲10.8	0.0	—	▲0.5	72.7	87.5	6.2		
300人～ 500人未満	23	76 ( 41 )	26,651.0	102	145	6	5	357.5	36	45	2	14	126.0	15	10	503.5	1.89 ( 1.34 )	53.9
	22	74 ( 36 )	24,679.0	84	143	4	—	315.0	36	48	2	—	122.0	4	1	441.5	1.79 ( 1.26 )	48.6
	増減数	2 ( 5 )	1,972.0	18	2	2	—	42.5	0	▲3	0	—	4.0	11	9	62.0	0.10 ( 0.08 )	5.3
	増減率	2.7 ( 13.9 )	8.0	21.4	1.4	50.0	—	13.5	0.0	▲6.3	0.0	—	3.3	275.0	900.0	14.0		
500人～ 1000人未満	23	40 ( 17 )	25,491.5	86	134	8	12	320.0	5	54	0	13	70.5	10	0	400.5	1.57 ( 1.26 )	42.5
	22	46 ( 26 )	27,058.0	119	174	7	—	419.0	6	40	3	—	55.0	19	11	498.5	1.84 ( 1.52 )	56.5
	増減数	▲6 ( ▲9 )	▲1,566.5	▲33	▲40	1	—	▲99.0	▲1	14	▲3	—	15.5	▲9	▲11	▲98.0	▲0.27 ( ▲0.26 )	▲14.0
	増減率	▲13.0 ( ▲34.6 )	▲5.8	▲27.7	▲23.0	14.3	—	▲23.6	▲16.7	35.0	▲100.0	—	28.2	▲47.4	▲100.0	▲19.7		
1000人～	23	22 ( 14 )	51,065.0	194	215	45	41	668.5	29	173	5	58	265.0	38	25	984.0	1.93 ( 1.31 )	63.6
	22	22 ( 15 )	44,577.0	178	213	45	—	614.0	32	171	6	—	241.0	46	13	907.5	2.04 ( 1.28 )	68.2
	増減数	0 ( ▲1 )	6,488.0	16	2	0	—	54.5	▲3	2	▲1	—	24.0	▲8	12	76.5	▲0.11 ( 0.03 )	▲4.6
	増減率	0.0 ( ▲6.7 )	14.6	9.0	0.9	0.0	—	8.9	▲9.4	1.2	▲16.7	—	10.0	▲17.4	92.3	8.4		
計	23	1,040 ( 487 )	207,327.0	669	986	75	82	2,440.0	127	423	12	115	746.5	88	54	3301.5	1.59 ( 1.18 )	46.8
	22	1,054 ( 484 )	198,766.0	649	1,038	68	—	2,404.0	134	421	15	—	704.0	83	35	3208.5	1.61 ( 1.18 )	45.9
	増減数	▲14 ( 3 )	8,561.0	20	▲52	7	—	36.0	▲7	2	▲3	—	42.5	5	19	93.0	▲0.02 ( 0.00 )	0.9
	増減率	▲1.3 ( 0.6 )	4.3	3.1	▲5.0	10.3	—	1.5	▲5.2	0.5	▲20.0	—	6.0	6.0	54.3	2.9		

(注) ②欄の( )は達成企業数。

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等(P14～P16参照)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。



## ハローワークにおける障害者の職業紹介状況（福島労働局管内）

	新規求職申込件数		有効求職者数		就職件数		就職率	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期差
16年度	1,314	6.4	1,634	5.7	605	16.8	46.0	4.1
17年度	1,271	△3.3	1,524	△6.7	624	3.1	49.1	3.1
18年度	1,338	5.3	1,435	△5.8	639	2.4	47.8	△1.3
19年度	1,424	6.4	1,551	8.1	705	10.3	49.5	1.7
20年度	1,692	18.8	1,928	24.3	649	△7.9	38.4	△11.1
21年度	1,964	16.1	2,164	12.2	706	8.8	35.9	△2.5
22年度	1,842	△6.2	2,322	7.3	784	11.0	42.6	6.7
22年度 第1四半期	449	△4.5	2,180	4.6	193	43.0	43.0	14.3
第2四半期	425	△3.0	2,119	△1.4	176	30.4	41.4	10.6
第3四半期	456	△16.8	2,217	1.9	216	△7.7	47.4	4.7
第4四半期	512	0.8	2,322	6.8	199	△1.5	38.9	△0.9
小計	1,842	△6.2	2,322	7.3	784	11.0	42.6	6.7
23年度 第1四半期	567	26.3	2,382	8.5	212	9.8	37.4	△5.6
第2四半期	506	19.1	2,389	12.7	201	14.2	39.7	△1.7
第3四半期								
第4四半期								
小計	1,073		2,389		413		38.5	

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント  
 ◎ = 2カウント  
 △ = 0.5カウント

○ 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数) ※※} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

## ◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	→ 0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	→ 10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	→ 15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	→ 20%
・港湾運送業	35%	→ 25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	→ 30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	→ 35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	→ 40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	→ 45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	→ 50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	→ 55%
・幼稚園	70%	→ 60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	→ 80%